

山梨県笛吹川フルーツ公園ドッグラン施設利用について

山梨県笛吹川フルーツ公園 指定管理者 山梨市フルーツパーク株式会社が管理する
笛吹川フルーツ公園ドッグラン施設について、ドッグラン施設を利用する方は、利用規
約に同意のうえ利用してください。

1. 利用資格、登録

- (1) 笛吹川フルーツ公園ドッグラン施設は、利用登録制です。
- (2) ドッグラン施設を利用できる犬種は、小型犬（体重8kg以下）のみとします。
- (3) 初めてドッグラン施設を利用する方は、笛吹川フルーツ公園管理事務所にて利用登録を行い、「ドッグラン利用登録証」の発行を受けてください。
- (4) ドッグラン利用登録証の申請に必要な物。
 - ① 利用者の身分証明書
 - ② 犬鑑札
 - ③ 当該年度の狂犬病予防注射済票
- (5) 利用資格の有効期限
 - ① 登録翌年度の6月30日までとします。
- (6) 利用資格の更新
 - ① 登録翌年度7月1日以降も利用する場合は、利用登録の更新を行ってください。
 - ② 更新時には、(4)ー①、③ が再度必要になります。
- (7) 利用登録の受付時間は、午前9時から午後4時までとします。
- (8) 利用登録及びドッグラン施設の利用は、無料とします。

2. 利用方法

- (1) 利用の際は、利用登録証が見えるように利用者の首から提げてください。利用登録証の提示をお願いする場合があります。
- (2) 利用登録証を忘れた場合は、公園管理事務所にお申し出ください。

3. 利用日及び時間

- (1) ドッグラン施設は、年中無休となります。
- (2) 利用時間は、午前9時から午後4時30分までとします。
- (3) 芝刈り、除草作業時など利用できない場合があります。

4. 利用上の注意

- (1) 犬の排泄物やその他ゴミは、飼い主が責任をもってお持ち帰りください。
- (2) ドッグラン施設内での飲食、喫煙、犬への餌やりはご遠慮ください。
- (3) ドッグラン施設内で起きたトラブルや事故は当事者間で話し合い解決してください。山梨県及び指定管理者は一切の責任を負いません。
- (4) 犬の掘った穴は、ケガや事故防止のため必ず埋め戻してください。

- (5) 犬と飼い主は一緒に入場し、他の利用者や犬の迷惑にならぬよう、犬から目を離さないでください。また、犬を残して飼い主は外へ出ないでください。
- (6) 中学生以下のご利用は保護者が同伴してください。また、ベビーカー・ドッグカーの入場はできません。
- (7) 出入り口は2重扉になっています。ドッグラン内の犬が脱走しないよう扉を開ける際は、もう一方の扉が閉じているのを必ず確認してください。
- (8) ドッグランの利用に慣れていない犬、咬み癖のある犬、飼い主の命令に従わない犬は、リードや口輪をつけてご利用ください。
- (9) 犬をドッグランの雰囲気になじませてからリードをはずしてください。
- (10) 競技を目的とした練習はご遠慮ください。また、訓練士などの営業活動はできません。
- (11) 車での利用者は、公園駐車場を利用し路上駐車はご遠慮ください。
- (12) 以下に該当する犬は、ドッグランを利用できません。
 - ① 当施設の利用登録を行っていない飼い主が飼養する犬
 - ② 1年以内に狂犬病予防接種を受けていない犬
 - ③ 発情期のメス犬及び病気の犬
 - ④ 咬みつきなどトラブルを起こした犬
 - ⑤ 体重8kgを越える中大型犬
 - ⑥ 犬以外のペット

5. ドッグラン施設以外での注意

- (1) 公園内では他の人の迷惑にならないようリードをつけて利用し、リードの長さは1.5m以上長くしないでください。
- (2) 施設内同様、犬の排泄物は飼い主が責任をもってお持ち帰りください。

6. その他

- (1) ドッグラン施設は、公園行事や除草時など利用を制限する場合があります。
- (2) 管理上支障がある場合及び係員の指示に従わない場合は、ご利用をお断りする場合があります。

7. 皆様に気持ちよくご利用いただけるよう、施設利用の際は利用規約を遵守してください。また、安全で快適な公園環境の維持にご協力をお願いします。

山梨県笛吹川フルーツ公園

指定管理者 山梨市フルーツパーク株式会社
〒405-0043 山梨県山梨市江曾原 1488
TEL 0553-23-4101 FAX 0553-23-4103
E-mail info@fuefukigawafp.co.jp